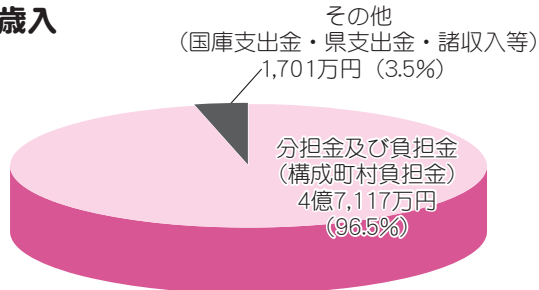


南部箕蚊屋広域連合 平成27年度予算

2月25日に開かれた南部箕蚊屋広域連合議会2月定例会で平成27年度の一般会計、介護保険事業特別会計予算が可決されました。

一般会計 総額 4億8,818万円 (前年度対比 1,193万円の増額)

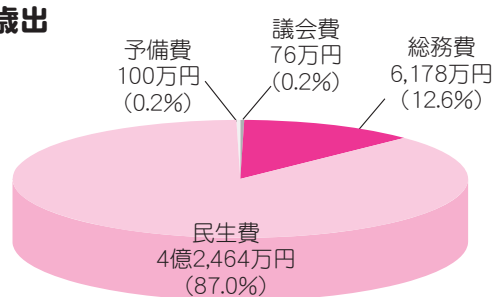
■歳入



主なものは、構成町村からの負担金（4億7,117万円）です。

また、平成27年度から新たに開始する、低所得者の介護保険料を軽減するための公費を国庫支出金、県支出金、構成町村負担金に計上しています。

■歳出

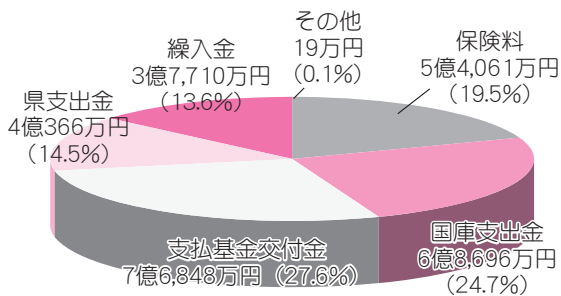


主なものは、民生費に含まれている介護保険事業特別会計事業繰出金3億6,895万円です。

総務費では、通信機器の整備など、南部箕蚊屋広域連合の運営にかかる経費を計上しています。民生費では地域包括支援センター職員の人件費や事業所が行う低所得者利用料の軽減の補助金などを計上しています。

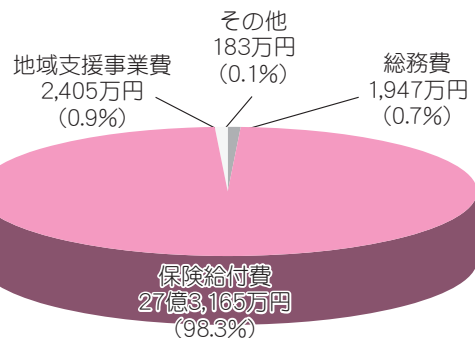
介護保険事業特別会計

総額 27億7,700万円 (前年度対比 850万円の増額)



保険料を5億4,061万円と、前年度と比べて5,304万円の増額を見込みました。これは平成27年度から新しい保険料基準額で保険料を算定するためです。

また、第2号被保険者（40歳～64歳の方）が介護給付費を負担する割合が29%から28%に減少するため、支払基金交付金が前年度より減額しています。



保険給付費を27億3,165万円と、前年度と比べて194万円の増額を見込みました。保険給付費の主な内訳は、要介護認定を受けた方が介護保険サービスを利用されたときの費用24億3,182万円、要支援認定を受けた方が介護保険のサービスを利用されたときの費用1億2,197万円などです。

地域支援事業費では、いままでの介護を予防するための事業の経費に加え、新たに取り組む、医療と介護の連携を進めるための講演会の費用や生活支援コーディネータと認知症地域支援推進員を配置するための費用、介護の担い手を養成するための研修会の費用などを計上しています。